

優生手術被害者とともに歩むみやぎの会  
学習会第6弾は初のオンライン開催!

# リプロダクティブ・ライツって? ～優生保護法に奪われた自己決定権～

2021年8月29日(日)

13:00～16:00 Zoom開催

参加費:500円

事前申し込み制

こちらからお申し込みください→



<https://forms.gle/ZRCT1ermKY8PeSQ49>

HPからもお申し込みいただけます。

締切:手話通訳・要約筆記を希望の方は8/22まで

参加申込締切は8/28 18:00まで

[講演]

「性と生殖に関する権利の歴史」

長沖暁子さん

(SOSHIREN女(わたし)のからだから)

優生保護法裁判  
原告のメッセージ  
予定

[報告予定]

各地の裁判の状況について

優生手術被害者とともに歩むみやぎの会

〒980-0804 仙台市青葉区大町1丁目2-1 ライオンビル3階 宇都・山田法律事務所 気付

FAX:022-397-7961 E-mail: testify19481996@gmail.com

HP: <https://tomoniayumu.wixsite.com/mysite>

科研費 基盤C「社会的少数者の家族成員間での体験共有と関係性の(再)構築をめぐる研究」(研究代表者 黒坂愛衣)

★みやぎ生協福祉活動助成金より助成を受けて活動をしています★



2019年5月28日、旧優生保護法下での強制不妊手術は、憲法で保障される「リプロダクティブ権」を侵害しているとの判決が仙台地裁でくだされました。

一方で、国会でリプロダクティブ権について十分な議論がなかったこと、これまで裁判の判例がなかったことから、国や国会の責任は問われませんでした。そして、結果的に原告の請求は棄却されてしまったのです。

リプロダクティブ権が憲法で保障されていると明言したのは、今回の判決が初めてです。

そもそもリプロダクティブ権（リプロダクティブ・ライツ）とは、何でしょうか？日本語では、「性と生殖の権利」と訳されています。

子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかは個人の自由であり、国家によって制限されたり、勝手に決定されたりしないという権利です。

子どもを産むこと／産まないことは、

個人のととてもプライベートな問題であり、他人が決定することではありません。

でも、産めよ増やせよ、と女性が出産を強く奨励されていた時代がありました。

一方で、障害のある人や遺伝性の病気がある人などは、

子どもを産むべきでないという考え方によって法律もつくられていました。

この優生保護法のもとで多くの人が強制的に不妊手術や中絶手術をさせられたのです。

被害者は、意思を無視され、身体や心を傷つけられ、

その後の人生の可能性を否定されました。

今回は、リプロダクティブ権（産む/産まないを自己決定する権利）について学びます。

リプロダクティブ権の考え方は、

どのように生まれ、どんなふう広がったのでしょうか？

また、日本では本当に十分な議論がなかったのでしょうか？

歴史や、現状をきちんととらえることから始めましょう。

また優生保護法裁判は各地で行われています。

東京、大阪、兵庫など、他地域で裁判の支援をしているグループから進行状況などを報告する予定です。

命が分けられることのない社会をつくるために、一緒に考えたいと思います。ぜひご参加ください。

### 講師プロフィール：長沖暁子さん

東京在住。SOSHIREN女(わたし)のからだからのメンバー。ほかに、目黒区内の障害者と健常者がともに生きる地域をめざすスペース「柿のたね」、フィンレージの会、女の空間NPO、国際セーフアボーションデージャパンプロジェクト、ナダァー（スリランカの女性たちの支援）などで活動。近著に『AIDで生まれるということー精子提供で生まれた子どもたちの声』（共編著）がある。